

## 「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し（案）及び「守口市子どもの貧困対策推進計画」（案）の策定にかかるパブリックコメントについて

### （１）パブリックコメントの概要

#### ① 募集期間

令和４年12月１日（木）から令和５年１月４日（水）まで

#### ② 募集方法

広報もりぐち12月号及び守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(案)、「守口市子どもの貧困対策推進計画」（案）、「募集要領」及び「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

#### ③ 募集結果

##### ■提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	9件
郵送	0件
Eメール	1件
FAX	0件
合計	10件

##### ■意見の分類ごとの内容件数

1. 「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(案)について	
意見の分類	内容件数
①教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期について	17件
②地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期について	9件
②その他	7件
合計	33件

2. 「守口市子どもの貧困対策推進計画」(案)について	
意見の分類	内容件数
「第1章 計画の策定にあたって」について	1件
「第2章 守口市の現状及び課題」について	5件
「第3章 計画の基本的な考え方」について	2件
「第4章 基本施策」について	2件
「第5章 計画の推進」について	2件
合 計	12件

## (2) 意見の概要

### 1. 「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(案)について

①教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>令和7年度に予定されている外島認定こども園の民間移管には反対である。</p> <p>守口市ではこども園の入園申込に際し、保護者が園を見学し教育方針や運用、設備等の説明を受けなければならず、市は保護者にそれらを十分理解した上で申し込むことを義務付けている。</p> <p>しかし、当該園において入園時に「民間移管を検討している」旨の説明は一切行われておらず、市の都合による一方的な運用変更(民間移管)は、上記方針と矛盾している。</p> <p>実際に民間移管された場合、当初の教育方針や運用、設備等が全面的に維持される保証はない。当該園の日常的な運用は移管先の業者に委ねられるため、児童及び保護者に大きな不安、不信感が生じることも容易に想像できる。</p> <p>以上から、民間移管する場合でも在園児が全て卒園する令和10年度以降とし、令和5年度以降については「在園中に民間移管を予定している」旨を保護者に事前に説明した上で入園を受け付けるべきである。</p>	<p>令和3年4月にスタートした第6次守口市総合基本計画に定めたとおり、「いつまでも住み続けたいまち 守口」の実現に向けて、0歳から就学前教育・保育の無償化等により、将来的に子育て世帯(世代)の転入・定着を政策的に奨励している点を踏まえると、適切な確保方策の推進は不可欠と考えています。今後の確保方策については、「民でできることは民で」という基本スタンスに加え、第3次もりぐち改革ビジョン(案)の考え方に基づき、硬直的な運営となる公立ではなく、民間主導により定員確保策を講じていただき、行政がこれを後押しするという公民連携の手法の確立・推進が望ましいとの観点から、最短で令和7年度からの「民間移管」を確保方策の一つとしたものです。</p> <p>本市としては、公立民間を問わず教育・保育を必要されるすべての家庭が、適切な教育・保育サービスを楽しむ環境を整えることが重要であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、民間移管にあたりましては、民間事業者の募集を行う前に民間移管に係る市の基本方針を策定し、現在の市立外島認定こども園の方針等も引き継いでまいります。また、1年間をかけて移管事業者にしつかりと引継ぎ保育を実施するとともに、移管事業者決定後に当該事業者・市・保護者で構成する三者協議会を開催し、具体的な施設運営方法等について話し合う場を設けること等により、保護者負担への配慮はもちろんのこと、教育・保育の質や内容をしっかりと引き継ぎできるよう、進めてまいりたいと考えております。</p>

<p>中部エリアにおいて「公立」の選択肢が無くなることに反対である。</p> <p>現状、守口市では東部、中部、南部の各エリアに公立のこども園が存在するが、外島認定こども園が民間移管された場合、中部エリアにおいて「公立」の選択肢がなくなるため、代替策を検討すべきである。</p> <p>保護者は子供の成長や家庭の事情に合わせてこども園を選択するにあたり、「公立と私立」それぞれの教育方針や運用、設備面の特徴も重要な要素である。</p> <p>義務教育において公立と私立の自由選択が可能であるように、その準備段階であるこども園でも、市内の各エリアでそれらの選択が担保されるべきである。</p>	<p>市立外島認定こども園の民間移管に伴い、市内の公立認定こども園は2園となりますが、既に本市の教育・保育サービスを受けられる児童の9割以上は民間の保育施設に通われていること等も踏まえ、本市としては、公立民間を問わず、教育・保育を必要されるすべての家庭が、適切な教育・保育サービスを楽しむ環境を市全体で整えることが重要であると考えております。</p>
---	---

<p>民営化になることで保育の質が下がるという見方がありますが、民間の保育園に子どもを通わせて知ったことや感じたことを述べさせて下さい。</p> <p>我が家は共働きで復職するため保活しました。妊娠中に知ったのが、1歳児クラスの入園は在園0歳の進級児で定員がほとんど埋まってしまう事でした。希望の園の1歳枠も当初は少なかったのですが、後から知りましたが、園長先生がクラス数を増やすために保育士の確保や準備など整え動いてくれたそうです。民間になることでクラスが増やせたり、古い園舎の所は建て替えも行われること、新しい環境ですごせるのは親にとって嬉しいことです。</p> <p>通って数年になりますが、園は保育士をはじめ管理職である園長、主任の先生たちの姿から、子どもを大切に、子どもに重きをおき、子どもの成長を長い目で見守り、様々な判断をしていると感じます。乳幼児期の子どものにとって身近な大人である保育士の人的環境の影響は大きく、保育士の見守りと援助があることで遊びが広がり、子どもたちは様々な経験を通して心豊かに集団の中で育っていきます。親が子どもの心豊かな成長を願うように、保育士をはじめ園が、子どもたちから多くを学び試行錯誤しながら運営され、子どもたちひとりひとりを大切にしてくれる園が、民営化になることで守口市に増えればいいと思います。</p>	<p>本市としては、長期的な視点で人口減少社会を見据え、硬直的な運営になりがちな公主導型での運営ではなく、民間主導により時点時点に合わせた定員数の確保を講じていただき、市行政はこれを後押しする形での運営を確保方策として進めてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、現在市立外島認定こども園に在籍している児童については、民間園に移管後も、引き続き当該園に通い続け、同等の教育・保育サービス受けていただくことが出来るように、公平・公正に移管事業者の選定を行っていきたくと考えています。</p> <p>また、移管事業者決定以降は、1年間の引継ぎ保育や三者協議会等を通じて、教育・保育の質を維持していくことができるよう調整していきます。</p>
<p>もっと保育園、幼稚園が受け入れしてくれるようにしてほしい。</p> <p>待機児童はたくさん居てるのに何故0なのか。</p>	<p>厚生労働省定義上の待機児童はゼロとなっておりますが、申込したものの施設を利用できていない児童（未利用児童）も多数存在していることから、市として確保方策は早急に確立させていく必要があると考えています。</p>

<p>P1. 「利用実態としては、エリアに関わらず、市内広範囲で施設ないしサービスが利用されています。」とありますが、どの程度ですか。それは、各エリアにどの程度の影響を与えているのですか。3つの設定をする意味がないとお考えなら、次回の計画では設定区域を1つにするとお考えですか。</p>	<p>本市はコンパクトな市域であり、居住地と利用される施設のエリアが異なるケースがあることも認識していますが、本市としては、公民を問わず、教育・保育を必要とされるすべての家庭が可能な限り希望する施設で、適切な教育・保育サービスを楽しむことができる環境を市全体で整えることが重要であると考えております。</p> <p>また、次期計画での設定区域のあり方については、子ども・子育て会議等において、検討してまいります。</p>
<p>P2. 量の見込みについては、年齢別に調査する必要があるではありませんか。特に3号認定については、0～2歳児ですが年齢別に把握する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>量の見込みについては、分析段階では年齢別に算出しておりましたが、今回は「第二期子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しであり、現計画に記載された認定区分ごとに集約した数値を掲載しております。</p>
<p>P4. 2号認定（共働き家庭等）（3～5歳）について、中部エリアに関して、量の見込み&gt;確保方策となっています（少ないですが南部エリア）。具体的対応はどうお考えですか。1号、新2号、2号（3～5歳）を全体としてとらえ考える必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>量の見込みに対し、確保方策が不足していることから、確保方策の具体的項目の取組により、定員の拡大の必要があると考えています。</p> <p>また、利用される保護者の認定要件が異なることから、現計画に記載された認定区分ごとに、それぞれ量の見込みと確保方策について分析しております。</p>
<p>P6. ～7. 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】において、確保方策が量の見込みにどのエリアでも全く追いついていません。弾力化で一定乗り切ろうとされていますが、いつまでそれが続くのでしょうか。一時しのぎの対策で抜本的対応が必要と考えます。</p>	<p>確保方策の不足については、各園に対して定員の弾力化に対する協力をさらに要請するとともに、具体的項目にも挙げている「①保育所の新規募集及び新規認可による定員の拡大」、「②民間認定こども園等の施設整備の促進による定員の拡大」、「③公立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管とこれに伴う定員拡充」に係る確保方策を早急に実行していくことで、受け皿の確保・拡充を進めていくこととしております。</p>

<p>P6. ～ 7. 人口減少と共働き世帯の伸びとの関係をどのように見積もっておられますか。</p>	<p>本市は国が示す女性の就業率の目標値に対する教育・保育の支給認定割合については、すでに国の目標値を上回っていることから、今般の量の見込みの分析においては、推計児童数に現在の支給認定割合を乗じて算出しております。</p>
<p>P6. ～ 7. 幼児人口が減少する中、民間園での拡充は可能でしょうか。新規募集を行って参入する事業者の見込みはどうか。</p>	<p>新規募集や新規認可、施設の建替など民間園による定員の拡充は可能と考えております。</p>
<p>P6. ～ 7. 外島認定こども園の民間移管でどの程度の定員の拡大ができるのでしょうか。3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】における確保の不足分を見ると、中部エリアにおいて、100名以上を確保する必要があると考えます。これで解決できるのでしょうか。</p>	<p>施設の新規募集・新規認可や既存園の施設整備も含めて確保方策を図ることとしているため、民間移管に伴う受入れ定員の拡大人数等詳細については、今後、民間移管に係る基本方針等において検討を行ってまいります。</p>
<p>P6. ～ 7. 処遇改善に充てる金額はどの程度で、どの程度改善できますか。</p>	<p>具体的な金額や実施方法等については、今後判断してまいります。</p>
<p>P6. ～ 7. 「ともすれば硬直的対応となりがちな公主導ではなく…」とありますが、硬直的対応というのは何を意味しているのでしょうか。例えば、公立園では弾力化を行っていないということでしょうか。弾力化で保育の質は確保できるとお考えですか。もしそうであれば、厚生労働省定義の待機児童はゼロと聞いているので、定員枠を拡大する必要はないのではないのでしょうか。</p>	<p>公立園では現在市職員の定員適正化計画に基づき新規保育士の採用を行っておらず、任期付職員等の採用により人員を補充して運営しており、民間事業者のように柔軟な雇用形態や勤務条件を設定することが困難であるため、時点時点に見合った定員の確保が難しいという観点から、「硬直的対応」という表現を用いています。</p> <p>公立園・民間園ともに、国の配置基準等を満たしたうえで弾力的な運用を実施していることから、保育の質も維持されております。</p> <p>なお、厚生労働省定義上の待機児童はゼロとなっておりますが、希望施設とのミスマッチ等により申込したものの施設を利用できていない児童（未利用児童）も多数存在していることから、市として確保方策は早急に確立させていく必要があると考えています。</p>

<p>P6. ～7. 外島認定こども園が、老朽化しているのであれば、令和7年を待たずに早急に建て替えを行い受け入れ枠を拡大することができるのではないのでしょうか。ちなみに、あおぞら認定こども園程度の園でしたら、総事業費2.7億程度（地方債2.4億、一般財源0.3億）で建設できると聞いていますが。</p>	<p>園舎の建替について、費用の面においては、公立園として建て替えるより、民間園へ移管後に民間園が実施する施設整備の補助として支出する方が、市としての公費負担も低く抑えられます。</p> <p>本市としましては、市の公費負担が低く抑えられることに伴う財源を、民間認定こども園等の教育・保育サービスの更なる支援に活用することが可能になると考えております。</p>
<p>P6. ～7. 解決する一つの方法として、公立で小規模事業保育を実施する考えはありませんか。枚方市では実施されているようですが、1～2歳児に特化していくつか作れば一定解消できると思います。その場合連携園の確保が不可欠ですが。</p>	<p>事業所の運営については、「民でできることは民で」という基本スタンスに加え、「財政負担軽減等を踏まえ、施設整備及び維持管理の効率化に向けた公民連携手法の導入を図る」という第3次もりぐち改革ビジョン（案）の考え方にに基づき、民間主導による定員確保策を考えておりますことから、新規施設を公立で実施することは考えておりません。</p>
<p>質の向上につながる、教育・保育施設における、配置基準の改善は何故子ども子育て会議の中で議論されなかったのですか。</p>	<p>第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、現計画の教育・保育の量の見込値と実績値に乖離が見られたため、国の方針に基づき、数値等を見直すこととし、子ども・子育て会議に諮問したものです。</p> <p>なお、本市の教育・保育における保育従事者の配置基準は、国が示す配置基準に基づき、府が定めた条例に従っています。</p>

<p>1号認定について、受入れ数が少ない。2号で入れない方が1号へ入ったりするので、そもそも数が少ないのに更に少なく、自宅で子どもと2人きりで毎日毎日いるのも気持ちが折れそうになります。働いたとしても、2号すら空きがなく、働くにも働けず。3年保育は諦めて、2年保育でもと思っても、どの園からも3歳で入らなければ年中からは難しいと言われ入れません。</p> <p>行動が幼いから早く園に入れた方が良いと言われても、入れない現状をわかってほしいです。どうしたらいいかわかりません。待機0人と言っていますが、0ではないと思います。っていう思いをお伝えしたかっただけなので、返信はいいりません。子育てしやすい守口になることを応援しています。</p>	<p>令和4年4月時点の実際の利用児童数と各施設が設定する1号認定の利用定員の合計数を比較すると、利用定員数に余剰がある状況です。また、3歳以上児の実際の利用児童数と各施設が設定する1号・2号認定の利用定員の合計数を比較しても利用定員数に余剰がある状況です。</p> <p>市では、教育・保育を必要されるすべての家庭が、適切な教育・保育サービスを受容できる環境を市全体で整えることが重要であると考えておりますことから、市内認定こども園等の受入れ状況等や適切な利用定員の設定について確認・指導を引き続き行い、必要な受け入れ枠を確保してまいります。</p>
--	--

<b>②地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期について</b>	
<b>意見の内容ごとの要旨</b>	<b>守口市の考え方</b>
<p>放課後健全育成事業の低学年の令和5年度、令和6年度の量の見込みについて</p> <p>令和4年度の実績値は1,100を超えているが、令和5年度、令和6年度ではその値が下がる推計になっているが、下がる要因としてどのような事象を想定しているのか。(近年は増加傾向にあるため、下がることは考えにくい)</p> <p>また、令和5年度の入会決定は、2月上旬とされており、その時点での入会決定数が、令和5年度の推計値を超えた場合は、本計画に再度の見直しを行うべきと考えるが、市の考え方とその納得できうる理由を示すか、計画を修正されたい。</p>	<p>放課後児童健全育成事業の量の見込みについては、今後の児童数の推計値に加え、令和2年度及び令和4年度における計画値と実績値の乖離率も加味して算出しており、これは他の地域子ども・子育て支援事業と同様の計算方法となっております。あくまでも見込み値であるため、実態と乖離することも想定していることから、毎年度、事業の進捗管理を行っております。</p>
<p>放課後健全育成事業の低学年の確保方策について</p> <p>事業の性質上、①児童ひとりあたり面積と②学校施設内で確保している(確保が可能な)教室面積が確定しているはずなので、②÷①の値を確保方策の値とするべきと考える。過去から、量の見込みの数値と同数としているが、市の考え方とその理由、確保している(確保が可能な)教室面積を示されたい。</p> <p>また、確保している(確保が可能な)教室面積については、過去の答弁でも教育委員会と連携・協議しているとされているので、協議中であれば、暫定値でも差し支えないが、暫定値で確保方策の値を明記したことについての市の考え方とその納得できうる理由を示すか、計画を修正されたい。</p>	<p>今回の中間見直しにおいては、今後の児童数の推計値に加え、令和2年度及び令和4年度における計画値と実績値の乖離率も加味して見込み値を算出しています。</p> <p>必要な確保方策における事業実施場所等については、学校、教育委員会等とも連携し、確保してまいります。</p>

<p>放課後健全育成事業の3地区のエリア分けについて</p> <p>所属している学校の児童クラブの利用が前提としている事業の性質上、3地区に区分するのではなく、14の学校ごとに量の見込みと確保方策の値を算出し、学校ごとの課題を整理し、学校ごとの対策（余裕教室の活用または新築・増築など）を講じるべきものとする。他自治体の計画において、放課後児童健全育成事業は学校ごとに算出している計画も確認している。</p> <p>市の考え方とその納得できうる理由を示すか、計画を修正されたい。</p>	<p>今回の中間見直しにおいては、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画におけるエリア毎に分析を行っております。</p>
<p>放課後健全育成事業の確保の内容について（低学年）</p> <p>内容の大部分が確保の内容と異なる記載があるため、端的に記載されたい。また、最終段落の「事業実施基準」は「守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と改められたい。加えて、届出を受理することは当然の行為であり、「保護者の選択による利用の促進を可能とします。」は語弊があるため、「補助金制度の導入や民間事業所の周知・案内などを行い、保護者の選択による利用の促進を可能とします。」か「その「届出」を受理し、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保します。」と計画を修正されたい。（高学年部分も同様）</p>	<p>現在の記載内容により事業の内容や、今後の市の方針について示すことができている、文言の修正は行いません。</p>

<p>放課後健全育成事業の確保方策及び確保の内容について（高学年）</p> <p>4～6年生においても①児童福祉法上の放課後児童健全育成事業を利用したいニーズ（保護者アンケート参照）もあり、②また、就労で帰宅が17時以降になる家庭に対応できない、③児童福祉法の趣旨（6年生までの放課後児童健全育成事業の実施）のいずれも、市は理解・認識しているのか示されるとともに、それを踏まえて、4～6年生に対して、放課後児童健全育成事業を提供しない納得できうる理由を示されたい。</p> <p>または、4～6年生に対して、放課後児童健全育成事業を実施するよう計画を修正されたい。</p>	<p>高学年については、低学年に比べて、量の見込みが多くなく、また、本市では現在、児童の自主的な遊びの場である『もりぐち児童クラブ登録児童室』を地域の協力を得て全ての小学校及び義務教育学校内で実施していることから、入会児童室における高学年の受入については現在のところ考えておりません。</p>
<p>P10. もりぐち児童クラブ入会児童室の高学年部分を実施すべきと考えます。</p>	<p>高学年については、低学年に比べて、量の見込みが多くなく、また、本市では現在、児童の自主的な遊びの場である『もりぐち児童クラブ登録児童室』を地域の協力を得て全ての小学校及び義務教育学校内で実施していることから、入会児童室における高学年の受入については現在のところ考えておりません。</p>
<p>P10. 民間の放課後児童健全育成事業の事業審査基準はどのような内容ですか。現在参入予定事業者はあるのですか。</p>	<p>事業の実施基準は「守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により規定しております。また、参入予定事業者については、現在のところ把握しておりません。</p>
<p>P17. 現在、病児保育事業を実施している施設は南に偏りすぎではないでしょうか。施設5か所の配置はどうなっていますか。</p>	<p>各エリアにおいて事業実施できるよう現在検討を行っているところです。</p> <p>なお、令和6年度からの中部エリアでの事業実施に向け、令和5年度予算において病児保育事業の整備にかかる予算措置を検討しております。</p>

現在は、共働きが当たり前の時代となっています。子どもを持つ保護者として、小学校になれば、保育園のお迎えよりも早い下校時間となり、学校で過ごす時間より放課後で過ごす時間が長くなります。単に過ごすだけじゃなく、放課後の時間にどれだけ有意義な時間を過ごせることが本当に大事になってくると思います。また、習い事の送迎や預かっていただく時間が重要になってくると思います。

小学校の学童もありますが、学童でやることは決まっており、中々融通が利かないのが現状であります。そして、私の周りの知り合い等は、守口市の保育園無償化を利用し、保育園・幼稚園を過ごした後、小学生になる前に、守口市から違う市に引っ越しをする方がかなり増えております。その理由の一つとして、違う市には、様々な民間学童があり、選択もでき、子どもにあった民間学童に入れたいと言う声をたくさん聞きます。

守口市は、保育園無償化をする等、幼児にはもの凄く力が入っていると思いますが、小学校の放課後等で過ごす時間は、小学校の学童のみで完結してしまっています。待機児童が出ている出していないのはあまり関係なく、子どもにあった学童に入れたいという保護者の声があがっています。学童が嫌で家で留守番をしている子もたくさんいると聞いています。守口市は、子どもに力を入れている市と公表しているので、幼児のみならず、小学生にも力を入れていかなければ、一時利用だけされ、都合の良い市になってしまうと考えられます。

本市では、幼児教育・保育の無償化に加え、子どもの医療費助成制度の対象年齢を 18 歳まで引き上げるなど、未就学児に限らず子育て支援施策の充実を図ってまいりました。

放課後児童健全育成事業については、現在、守口市が「もりぐち児童クラブ入会児童室」を実施しておりますが、保護者の選択肢の拡大の観点から、設備運営基準を満たした民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出のあった場合には、保護者の選択による利用の促進に努めたいと考えています。

<b>③その他</b>	
<b>意見の内容ごとの要旨</b>	<b>守口市の考え方</b>
<p>今回のような意見回収は、サイトで見た り、意見をオンラインでしてほしい。 (子どもがいると知らないし、時間がな い。)</p>	<p>パブリックコメントの実施については、広 報もりぐち、市ホームページなどで周知させ ていただいております、郵送やEメールでの意見 提出も可能となっております。</p>
<p>公園をたばこ禁止にできないか。 (子どものためだけでないのは十分わか っているが、1歳の子が吸い殻で遊ぶ、1歳 の子にたばこを吸いながら話しかける等、 公園で遊ぶのに気を遣う。)</p>	<p>公園での喫煙につきましては、基本的には 禁止行為とはしてはおりませんが、公園での吸 い殻のポイ捨てや小さな子どもも遊ぶ公園 での喫煙は受動喫煙の可能性のあることか ら、マナー、モラルの啓発の為、注意看板を 設置しております。</p>
<p>2人自宅保育のママのため、コミュニテ ィセンターで毎週1回午前中だけ和室を 開放して、ママが遊ばせられるような集い をしてくださるとうれしい。子どもと遊び たい年配の方なども一緒に、地域で子ども を育ててる感覚があると、とても励みにな る。</p> <p>公園で低年齢2人を見るのは大変で、外 にも連れ出せない、ワンオペで誰とも話せ ない→子どもにあたってしまうことも。</p> <p>もしコミュニティセンターで忙しい中 時間をさいて、そのような取り組みをして いただけたら、救われるママは多いと思 う。(私は自宅2人保育ではないですが)</p>	<p>本市のコミュニティセンターでは、親子で 参加できるものや、世代間交流ができるもの など、様々な講座を実施しております。</p> <p>今後につきましても、利用者や地域住民の ニーズ等を適宜把握しながら、内容の充実を 図ってまいります。</p>
<p>子どものコミュニティセンターや園の イベントも2歳~3歳までのものが多く、 4歳過ぎるとあまりありません。</p>	<p>本市のコミュニティセンターでは、市内8 センターにおいて、世代を問わず参加できる 各種講座やイベント等を定期的実施して いるところです。今後につきましても、利用 者や地域住民のニーズ等を適宜把握しなが ら、内容の充実を図ってまいります。</p> <p>また、認定こども園等でのイベントについ ては、行事内容等によって年齢制限等がある ものもありますが、5歳児までの就学前の児 童を対象に実施しております。</p>

<p>障害や疾患があると断られる現状はどうなるのか。知っているのか。</p> <p>そういった理由で断られている人達が居る。そういう時に働きに出れない親はどうしたらいいのか。何故そんな差別的な事を受けないといけないのか。</p> <p>これからも障害や疾患がある子ども達が増えていく中（数年前から言われている）どういう考えでいるのか。体制はどういう考えでとっているのか。アンケートを取るだけで何も変わらなかったら意味がない。</p> <p>PT、OT、ST（子どもさん向け）の先生方、医療ケアの先生方が居ない、加配の先生も少ない。これからも必要だと思う。（保育園、幼稚園）</p>	<p>民間園においても配慮が必要な児童の受入は行っていただいております、公立園だけがその役割を全て担うものではなく、民間園も含めた市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考えています。</p> <p>ただ、実際は園の加配保育士の在籍状況等により、保護者の皆様の希望通りの入園が叶わないことがあることも認識しております。</p> <p>市としては、これまでの間、障がい児保育補助の改定や、医療的ケア児の支援など、民間園における配慮が必要な児童の受け入れ促進のための施策を実施してきましたが、今後も配慮が必要な児童の数や、当該児童が入園を希望する園の状況など実態を把握しつつ、今後も加配保育士等の確保に係る支援や、情報提供を含めた民間園との連携強化など、引き続き民間園で特別な配慮が必要な児童を受入れていただけるよう、行政としてしっかり支援を行って参りたいと考えています。</p>
<p>子ども達の様子を見に来て、考えていくべきと思う。（何度か訪問して）</p> <p>こういった現状を相談しても、ちゃんと上の人には報告がいつているのか。</p>	<p>市からは、定期的に園を訪問し、園における教育・保育の状況等について確認をしております。また相談内容については適宜報告し、現状等について関係部署において共有を図っております。</p>
<p>並行も可能してほしい。</p> <p>私の子どもはダウン症で、療育園に通いだして色々な子どもと出会い、色々な事で悩んでいる方達も居たりします。すごい勉強にもなっています。我が子のおかげだと思います。</p> <p>民営化されていくことで、デメリットの方が多いのと感じます。</p>	<p>わかくさ・わかすぎ園と認定こども園の並行通園については、現在でも実施しておりますが、わかくさ・わかすぎ園では、療育の継続性の観点から、一部クラスにおいて日数等に条件を設けております。</p> <p>今後も認定こども園との連携を強化し、利用者の生活様式、ニーズ等に合わせた支援をすすめてまいりたいと考えています。</p>

②「守口市子どもの貧困対策推進計画」(案)について

「第1章 計画の策定にあたって」について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>P1. 大阪府では、法律に基づき令和2年度から令和6年度までの計画期間とする貧困対策計画を策定とありますが、なぜ守口市はずれたのですか。検討期間をもう少し長くして、じっくりと審議したほうがよかったのではないのでしょうか。大阪府と合わせる必要があったのでしょうか。</p>	<p>各市町村では、国が示す「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、当該大綱及び都道府県計画を勘案して貧困計画を策定することが努力義務とされています。そのため本市は、令和2年度の国による子供の生活状況調査の結果や大阪府の貧困対策計画の内容を踏まえ、今年度に子どもの生活状況調査を実施し、実態把握を行った上で、貧困計画を策定することとしました。</p> <p>なお、計画時期については、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに向けて、子どもの貧困対策を位置付けていく必要があることから、支援事業計画の計画期間である令和6年度末までを計画期間としております。</p>

「第2章 守口市の現状及び課題」について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>P4. 年齢を3区分していますが、高校の進学率を考慮すると0～14歳ではなく、0～17歳までとすべきではなかったのでしょうか。</p>	<p>総務省統計局が5年ごとに実施している「国勢調査」では、15歳未満・15～64歳・65歳以上の3区分に分けて全国、都道府県、市町村別に人口統計を発表しており、国や府との比較可能性も考慮し、本市でも同様の区分で記載しております。</p>
<p>P8. 生活保護制度で教育扶助を受けている子ども数が減少している要因はわかりますか。ちなみに守口市HPの統計書で公表されている生活保護世帯数の減少率は、平成29年度から令和2年度までの期間で約7%となっていますが、教育扶助を受けている子ども数の減少率は31%程度になっています。</p>	<p>生活保護受給中に教育扶助を受ける年齢に到達する子ども数及び新たに保護を受ける子ども数が、教育扶助の適用がない年齢に到達する子ども数及び生活保護が廃止になる子ども数を下回ることから、近年教育扶助を受けている子ども数が減少してきました。厚生労働省が行う統計調査でも全国的に母子世帯数は減少傾向にあり、要因としては国全体の社会情勢を反映しているものと承知しております。</p> <p>なお、本市の生活保護世帯数は平成28年をピークに減少を続けていますが、65歳以上で構成されている高齢者世帯に限ると世帯数は増加しております。一方、母子世帯や傷病・障がいを主な原因として生活保護を受けている世帯等は高齢者世帯の増加を上回るペースで減少してきました。したがって、生活保護世帯数全体の減少率と比較すると子ども数の減少率がより高くなっております。</p>
<p>P11～12. 生活貧困層は回収総数762件中、71件となっています。内訳は小学校31件、中学校38件となっています。小学校においては、1人の回答の選択が3.2%になります。データの信頼性についてどう考えたらいいのでしょうか。</p>	<p>生活困窮層の1人あたりの回答が占める割合が大きくなっておりませんが、令和2年度に実施された国の「子どもの貧困に関する実態調査」の結果では相対的貧困率は12.9%であるのに対して、今回の市の調査では9.7%となっているため大きな差はなく、また、非生活困窮層との比較をする際は、有意差検定を行った上で、差があると認められたものについて記載しております。</p>

<p>P32.～33.「現状の課題とまとめ」で総括はされていますが、どのデータからこう読み取れるという説明が不足しているように思います。大阪府のデータと比べてどうなのかという記述もないようです。小学5年生のデータで小学生を代表させるのは、少し無理があるのでは。例えば、2年生を対象としたアンケートを取るとか、代表する項目で全年齢を対象とするアンケートを取り、5年生が小学生を代表とする学年であるという検証も必要ではなかったのでしょうか。</p>	<p>P.12 から P.31 までの調査結果の各項目において、分析結果とデータから読み取れる状況等を個別に記載しており、それらの結果を総合的に勘案した内容を P32～33 に「まとめ」として記載しております。そのため、あえて再度記載することはしていません。</p> <p>また、大阪府のデータは平成 28 年度の数値であり、本市の調査と実施年度が異なるため、比較はしていません。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国が小学校 5 年生及び中学校 2 年生を対象として調査を実施していること</li> <li>②多くの自治体が当該学年を対象に調査を行っており、比較可能性を考慮したこと</li> <li>③子ども自身が設問趣旨を理解して適切にアンケートに回答できるよう対象を高学年にしたこと</li> <li>④小学校 6 年生や中学校 3 年生は進学(受験)を控えていること</li> </ul> <p>などを勘案し、本市においても小学校 5 年生及び中学校 2 年生を対象に調査を実施しました。</p>
<p>P33.「保護者の就労状況について」ですが、アンケートで回答していただいた保護者の非正規雇用の割合はどの程度でしょうか。非正規雇用から正規雇用にどう転換させていくのか大きな課題と考えます。支援だけではなかなか解決しないと考えますが。</p>	<p>P25.26 のアンケート結果に基づくと、非正規雇用の割合は、おおよそ 27%となっております。</p> <p>なお、本計画では保護者が家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と家庭を両立ができ、ゆとりをもって子どもに接する時間が持てるよう、安心して子育て・保育に携わることのできる就労基盤を整えることが重要と考えており、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援を行い、生活基盤の安定を図ってまいりたいと考えています。</p>

<b>「第3章 計画の基本的な考え方」について</b>	
<b>意見の内容ごとの要旨</b>	<b>守口市の考え方</b>
<p>P34. 親の貧困＝子どもの貧困と考えています。親の貧困対策が、子どもの貧困を解決するカギと考えます。子どもの支援を行いながら、親の貧困対策を抜本的に行うべきではないでしょうか。</p>	<p>子どもの貧困対策を行っていく上では親の貧困対策についても不可欠であり、併せて対策していく必要があると考えております。</p> <p>そのため、本計画に基づき、子及びその保護者を対象とした子どもの貧困対策を進めて参りたいと考えております。</p>
<p>P35. 「経済的支援」ですが、前さばきを行う窓口を作り、専門部署につなげていく体制をつくるべきではないでしょうか。</p>	<p>本市では生活困窮者等の支援を必要とする者に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度（「くらしサポートセンター守口」など）等により、当該者の生活の安定を図るための支援を行っております。</p> <p>引き続き、担当部署において支援を行うとともに専門機関等との連携の推進にも取り組んでまいります。</p>

<b>「第4章 基本施策」について</b>	
<b>意見の内容ごとの要旨</b>	<b>守口市の考え方</b>
<p>守口市で子ども食堂を運営しています。「1日にまともに食事を取れるのは、学校の給食だけの子どもがいる」と、元調理師さんから話をお聞きし、何とか助けたいと思い始めました。子どもにとって何よりも大切なのが、「食べること」です。守口市内には、今、4か所の子ども食堂がありますが、まだまだ足りません。今後、小学校区に1か所ずつくらいに増やして、定期的に開催してほしいと思っています。今はコロナでお弁当を配るだけですが、以前は一緒に食事して、食事のあとは、おやつを作ったり、絵本の読み聞かせをしたり、トランプゲーム等、楽しく過ごしていました。居場所づくりや、若い母親同士の交流の場でもありました。学校以外の子どもの居場所としての子ども食堂の重要性がますます強くなってきています。</p>	<p>子ども食堂は、個人や団体が実施主体となり、それぞれがボランティアとして、各々の思いや方式の内容で事業運営されておりますので、市の政策として実施することは、現在のところ考えておりません。</p>
<p>小学校の給食の無償化を期限をもうけずにずっと続けてほしいです。</p>	<p>学校給食費は学校給食法第11条第2項において保護者の負担とされておりますため、本市においても原則として保護者にご負担いただくことを基本的な方針としております。現在は、世界情勢悪化に伴う食料費等の急激な物価高騰をふまえ、緊急措置として保護者負担の軽減を図るため、市立小学校等に在籍する児童の、食材高騰対応分を含んだ学校給食費について、国の臨時交付金を活用して、期間を限定して臨時的に無償としているところです。</p> <p>無償期間終了後の扱いについては、保護者負担を原則とする法の方針を基本としつつ、今後の国の動向も注視し、慎重に検討してまいります。</p>

<b>「第5章 計画の推進」について</b>	
<b>意見の内容ごとの要旨</b>	<b>守口市の考え方</b>
<p>P 55. ～58. 「第5章計画の推進 子どもの貧困に関する指標」で、大阪府や国が数値を出している部分については、調査する必要があると考えます。特に必要と考えるのは、番号で言うと、3、4、5、7、8、25、26、27 などと考えます。</p>	<p>国・府の数値の根拠となる各種統計調査等における市町村別の数値がないことから記載しておりません。また、当該データについて個別に調査を行うことは考えておりません。</p>
<p>P59. 「計画の推進体制の確保」で「選択と集中」とありますが、具体的にどの分野にどのように選択して集中していくのですか。</p>	<p>子ども・子育てに係る分野について、ケースワーカーや保健師など専門性のある職員の採用を図りつつ、限りある人材を新たな行政需要に対応できるよう人員を配置してまいります。</p>